

銀座乗禁地区内の乗り場見直しを実施します！

銀座地区周辺におけるタクシーの不適正客待ち等の改善対策として、利用者の利便に配慮した銀座乗車禁止地区内のタクシー乗り場の見直しを行うこととなりました。

1. 実施日時

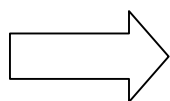
平成21年11月30日(月) 午後10時から

実施日時以降、午後10時から翌日午前1時までの間、「タクシー乗り場」及び「優良タクシー乗り場」として運用することとなります。(土曜・日曜・祝日及び振り替え休日を除く。)

2. 見直し概要

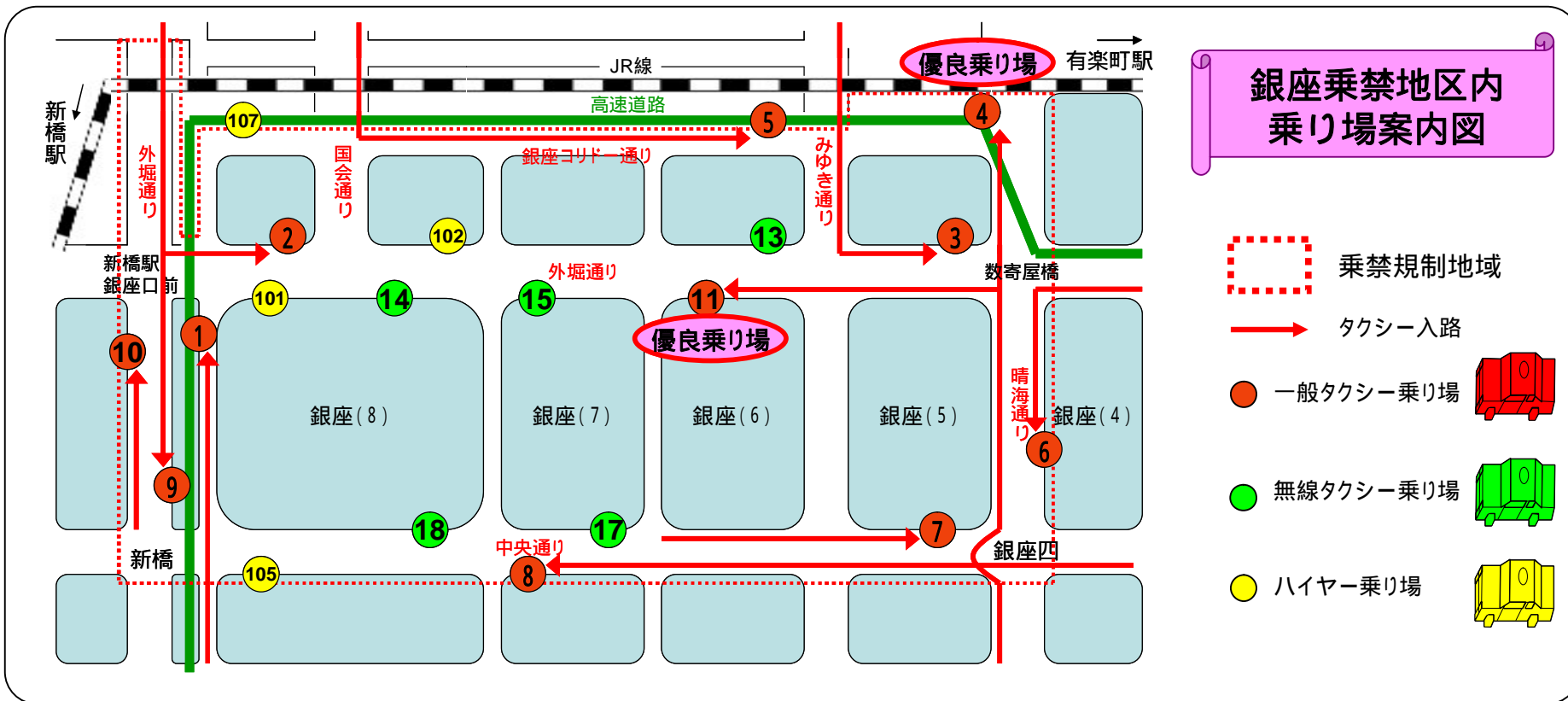
現行

一般タクシー乗り場 9カ所
無線タクシー乗り場 6カ所
ハイヤー乗り場 5カ所



変更後

一般タクシー乗り場 11カ所(新設2カ所 ⑤・⑪、優良2カ所 ④・⑪)
無線タクシー乗り場 5カ所(廃止1カ所、変更1カ所)
ハイヤー乗り場 4カ所(廃止1カ所、変更1カ所)



銀座地区に優良タクシー乗り場を新設します！

銀座乗車禁止地区内の乗り場の見直しに伴い、④号乗り場、⑩号乗り場を「優良タクシー乗り場」として設置・運用することとなりました。

1. 実施日時

平成21年11月30日(月) 午後10時から

実施日時以降、午後10時から翌日午前1時までの間、「タクシー乗り場」及び「優良タクシー乗り場」として運用することとなります。(土曜・日曜・祝日及び振り替え休日を除く。)

2. 優良タクシー乗り場とは

安全・サービスの両面において一定の基準・評価を受けた運転者・事業者のみが入構することができるタクシー乗り場です。優良タクシー乗り場への入構が認められるのは、(財)東京タクシーセンターの優良運転者表彰を受けた運転者、事業者ランク制度で優良評価(AA, A)を受けた事業者に所属し(財)東京タクシーセンターが承認した運転者、並びに個人タクシーの最高位「マスター(みつ星)」となります。



④号
ニユートキョー前

このタクシー乗り場は、
平日(祝日を除く、)
22時～翌1時の運用です。



優良運転者表彰

(財)東京タクシーセンターの優良運転者表彰は、東京指定地域内(特別区、武蔵野市、三鷹市)のタクシー運転者で、道路運送法等に違反がなく接客態度良好で他の模範となる運転者を表彰するものです。



事業者ランク制度

(財)東京タクシーセンターの取り扱う指導事案及び苦情事案に加えて、利用者の求める情報として接客サービスに関する情報や安全に関する情報を評価対象項目とし、これらを「法令遵守面」「旅客接遇面」「安全管理面」の3面から法人事業者を評価するものです。



マスター(みつ星)制度

道路交通法等に違反がなく、高品位のサービスを提供する個人タクシーの最高ブランドとして、有識者により構成されたマスター認定委員会が認定した個人タクシーです。

